

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月28日
【会社名】	株式会社アウトソーシング
【英訳名】	OUTSOURCING Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 土井 春彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【電話番号】	03-3286-4888（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役副社長経営管理本部管掌 鈴木 一彦
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【電話番号】	03-3286-4888（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役副社長経営管理本部管掌 鈴木 一彦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 0円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 177,240,000円

(注) 1. 本募集は、平成26年2月10日付の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションを目的として、新株予約権を発行するものであります。

2. 募集金額は、ストックオプションとしての目的で発行することから無償で発行するものといたします。

3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び新株予約権者がその権利を喪失した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少いたします。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年2月10日付で提出した有価証券届出書並びに平成26年2月13日付及び平成26年2月27日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載内容のうち、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額」及び「新規発行による手取金の額」が平成26年2月28日に確定しましたので、これらに関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券

(2) 新株予約権の内容等

新株予約権の行使時の払込金額の欄

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額の欄

2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の行使時の払込金額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの行使に際して出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。</p> <p>行使価額は、<u>新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)</u>の、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数切り上げ)とします。ただし、当該金額が割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とします。</p> <p>また、下記(注)2の定めにより行使価額の調整を受けることがあります。</p>
----------------	---

(訂正後)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの行使に際して出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。</p> <p>行使価額は、<u>1,266円</u>とします。</p> <p>また、下記(注)2の定めにより行使価額の調整を受けることがあります。</p>
----------------	--

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>177,240,000円</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は、<u>本有価証券届出書提出時の見込額</u>であります。ただし、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、本新株予約権がその権利を喪失した場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少いたします。</p>
---------------------------------	--

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>177,240,000円</p> <p>ただし、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、本新株予約権がその権利を喪失した場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少いたします。</p>
---------------------------------	---

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額の欄

（訂正前）

<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額</p>	<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の1株当たりの発行価額は、<u>行使価額と同額</u>とします。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。</p>
--	--

（訂正後）

<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額</p>	<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の1株当たりの発行価額は、<u>1,266円</u>とします。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。</p>
--	---

2【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

（訂正前）

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
177,240,000（注）1	1,490,000（注）2	175,750,000

（注）1．払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であり、本有価証券届出書提出時の見込額であります。

2．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3．本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、本新株予約権がその権利を喪失した場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

（訂正後）

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
177,240,000（注）1	1,490,000（注）2	175,750,000

（注）1．払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。

2．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3．本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、本新株予約権がその権利を喪失した場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。